

# わたらせ渓谷鐵道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会規約

## (目的)

第1条 わたらせ渓谷鐵道は、桐生・みどり地域及び栃木県足尾地域における主要交通軸であり、沿線地域住民の通勤・通学や観光等で地域を訪れる人々の貴重な移動手段であるが、人口減少やコロナウイルス感染症蔓延による生活様式の変化等の影響から、非常に厳しい経営状況となっている。このため、県、沿線市、鐵道事業者、交通事業者、利用者、関係団体等が一丸となり、改めて地域の鐵道の現状を直視し、危機意識を共有した上で、わたらせ渓谷鐵道沿線地域の公共交通を、単なる現状維持ではなく、コンパクトでしなやかなものに再構築（リ・デザイン）することを目的として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条に基づき、わたらせ渓谷鐵道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (実施事項)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) わたらせ渓谷鐵道の今後のあり方（存続形態、財政負担等）に関する事項
- (2) わたらせ渓谷鐵道沿線地域公共交通計画（以下「わ鐵沿線地域交通計画」という。）の策定、変更及び評価に関する事項
- (3) わ鐵沿線地域交通計画の実施に関する事項
- (4) わ鐵沿線地域交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (5) その他協議会が必要と認める事項

2 前項第1号の決定（簡易な事項を除く）については、事前に沿線自治体（別表1法第6条第2項第1号団体）首長全員の合意を得なければならない。

## (組織及び委員の任期)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会は、第1項に定める者のほか、交通政策に関する専門的な知識を有する者等にオブザーバーとして参画を求めることができる。

## (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長、副会長を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名以内
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
  - 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
  - 4 副会長は、第3条に規定する委員の中から会長が指名する。
  - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

#### (臨時委員)

第5条 特別な事項を協議・調整させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、前項に関する事項の協議・調整が必要な場合に会長の要請に応じて協議会の会議（以下「会議」という。）に出席する。
- 3 臨時委員は、第1項に関する事項の協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。

#### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の議長は、会長若しくは会長が指名する者が行う。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させるか、委任状を提出して他の委員に表決を委任することができる。この場合において、当該代理出席者は委員とみなし、委任状を提出した者は総会に出席したものとみなす。
- 5 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。
- 8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (分科会)

第7条 協議会は、特定事項に関わる内容について協議及び調整を行うため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、分科会の委員や運営に関して、必要な事項を分科会設置規程として別に定め組織する。
- 3 協議会が認めた事項については、分科会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。

#### (書面による決議)

第8条 協議会は、会長が認め、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない事項
  - (2) 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項
  - (3) やむを得ない事情により協議会を開催することが困難な場合
- 2 会長は、書面による決議を行った場合は、次回の協議会において、その内容を報告しなければならない。

#### (協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事

項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金及び沿線自治体の負担金並びにその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を1名置く。

2 協議会の出納監査は、第3条に規定する委員の中から会長が指名する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(規約の変更)

第15条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

1 この規約は、令和5年10月10日から施行する。